

役員及び評議員等報酬規程

社会福祉法人

長崎市社会福祉事業協会

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会 役員及び評議員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市社会福祉事業協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事（以下「役員」という。）及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の職務)

第2条 この規程により報酬を得る理事長の職務は、法人理事会運営規則第2条及び第3条に関する業務とする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長に支給する報酬の額は、月額200,000円（通勤手当相当額を含む）を上限とし予算の範囲内で支給することができる。

- 2 理事会・監査会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席する役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対して、一回につき、6,000円を支給することができる。同一日に理事会・評議員会等複数の会議に出席する場合は、一回とみなす。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2、平成29年4月1日施行の役員及び評議員報酬規程は、この規程の施行と同時に廃止する。
- 3、この規程は、令和4年3月25日一部改正し、令和4年4月1日から施行する。